

令和6年度宇治市入札監視委員会 第1回定例会議議事概要

I. 会議の概要

1. 開催日時 令和6年6月10日（月）15時00分～16時15分

2. 開催場所 オンライン

3. 出席者

委員会：中田委員長、若竹委員、田窪委員

事務局：上道総務・市民協働部副部長、神谷契約課長、山口契約係長、半田主任

関係課：嶋本公園緑地課長、山下まち美化推進課長、木田道路建設課長、安留学校教育課長、塚本上下水道総務課長、田口デジタル政策課長、森田公園緑地課副課長、山田こども福祉課副課長 ほか

4. 報告案件

（1）入札制度の概要

（2）令和5年度第4四半期の発注状況等

- a 業者選定委員会・各部会の開催状況について（令和6年1月～3月）
- b 指名停止の状況について
- c 令和6年1月1日～令和6年3月31日の間に入札した案件数について
- d 令和5年度の入札等の実施状況について

（3）令和6年度入札・契約制度改革の概要について

5. 審議事項

（1）審議案件抽出理由

（2）審議案件

(2) 審議案件

① 【役務・簡易公募型指名競争入札】

106807-2 レストラン蝶々空調設備取替業務委託

＜公園緑地課＞

② 【役務・競争見積】

106788-3 宇治市子ども・子育て支援事業ニーズ調査及び計画策定支援業務委託

＜こども福祉課＞

③ 【物品・簡易公募型競争見積】

106874-1 市政だより特集号91, 000部

＜まち美化推進課＞

④ 【工事・条件付一般競争入札】

106900-2 大久保町98号線舗装工事

＜道路建設課＞

⑤ 【物品・公募型競争見積】

110108-1 コピー用紙（A4・A3・B4・B5）1箱あたりほか（合冊3件）

＜デジタル政策課、学校教育課、上下水道総務課＞

Ⅱ．会議の結果

1．経過

令和6年1月1日から3月31日までに入札した工事11件、コンサルタント6件、物品18件、役務25件の中から、審議案件5件を抽出委員が抽出した。審議案件については、案件ごとに事務局より概要、入札・契約方法、業者選定基準及び契約締結までの事務手続き、発注担当課より案件の概要について説明し、各委員からの質疑に対して発注担当課も含めて応答した。

2．結果＜まとめ＞

今回審議の対象となった各案件は、個々の案件に特殊な状況があるが、入札結果については特に問題が見受けられるものではなかった。③、⑤については適正な競争環境が整うよう工夫されたい。④についてはランダム係数の在り方について研究されたい。

3．主な審議内容＜まとめ＞

審議案件①について

【問】1回目に取りやめになった理由について確認したい。

【答】1回目の参加資格条件を地域要件（市内本店業者を対象）のみとして発注したが、業務内容を確認したところ一部工事の内容が含まれていたことから、参加資格条件に建設業許可を加え再度発注を行った。

【委員意見】1回目に取りやめになった理由について確認できた。

審議案件②について

【問】1回目・2回目ともに参加者なしとなった原因について確認したい。

【答】1回目の発注は参加者がなかったため入札を取りやめた。原因を確認するため、同種業務の実績を有する業者複数に聞き取りを行ったところ、業務が多忙な時期にあったことから参加ができないということであった。

聞き取りの中で、参加の見込みがある業者があったことから、改めて2回目の発注を行ったが、予定価格や業務内容を理由に参加を見送られたのではないかと考えられる。

【問】今後どのような形で対応されるのか。

【答】計画策定業務が全国的に増加していることから、できるだけ早い段階で予算の調整等を行い、入札時期を早めることなども検討したい

【委員意見】1回目・2回目共に参加者なしとなった原因について確認できた。参加者を確保するために、発注時期を前倒しするなど工夫されたい。

審議案件③について

【 問 】 入札者が1者となっている理由について確認したい。

【 答 】 本件は、簡易公募型競争見積で発注しており、参加者を募った結果、参加表明が1者のみであった。

簡易な印刷業務については、これまでから市内業者を対象として発注しているが、地域要件を拡大するかは今後検討する必要があると考えている。

【 問 】 昨年度はどうだったか。

【 答 】 昨年度は発注部数・予定価格ともに今年と異なっているが、同様に1者の参加となっている。

【 問 】 競争環境が心配である。参加してもらえそうな業者は他にいるのか。

【 答 】 市内の印刷業者は複数登録されており、他の印刷業務の発注では参加されている。業務内容としても特殊な業務ではない。

【委員意見】適正な価格を提示し、複数業者が参加できる環境を維持できるよう努力されたい。

審議案件④について

【 問 】 最低制限価格の合理性について検討するため、不調となった状況を確認したい。

【 答 】 本件については5者の応札があったが、ランダム係数が高位となったことから全者最低制限価格未滿となり不調となった。

【 問 】 不調となってから次の入札までどれくらい時間がかかるのか。同日中に再度入札する団体もあるが、宇治市ではどうなのか。

【 答 】 ランダム係数高位による不調の場合は、指名競争入札に切り替えて再度入札を行っており、本件では2週間ほどで再度入札を行った。他団体では同日中に再度ランダム係数の計算を行い、再度入札するケースもあるが、宇治市の入札制度や状況等を踏まえ、手法等も含めて研究を進める必要がある。

【委員意見】不調となった状況が確認できた。最低制限価格の合理性について研究を進められたい。

審議案件⑤について

【 問 】 入札した業者が1者しかない理由について確認したい。

【 答 】 複数の業者から見積書を徴取し予算を算出したうえで発注しているが、資材単価の上昇や入札参加資格登録業者のうち業務を履行できる業者が少ないためではないかといったことが、1者のみの理由と推測される。

【委員意見】複数の業者が参加できるよう予定価格の設定など、競争環境が確保できる工夫を検討されたい。

令和6年度宇治市入札監視委員会 第2回定例会議議事概要

I. 会議の概要

1. 開催日時 令和6年10月11日（金）13時30分～15時10分

2. 開催場所 オンライン

3. 出席者

委員会：中田委員長、若竹委員、田窪委員

事務局：貝総務・市民協働部長、神谷契約課長、山口契約係長、半田主任

関係課：吉田学校管理課長、山下まち美化推進課長、三品秘書広報課長、塩谷施設建築課長ほか

4. 報告案件

（1）令和6年度第1四半期の発注状況等

a 業者選定委員会・各部会の開催状況について

b 指名停止の状況について

c 令和6年4月1日～令和6年6月30日の間に入札した案件について

5. 審議事項

（1）審議案件抽出理由

（2）審議案件

① 【物品・簡易公募型指名競争入札】

110886-1 東宇治中学校家具一式

＜学校管理課＞

② 【物品・簡易公募型指名競争入札】

111067-1 軽ダンプ車

＜まち美化推進課＞

③ 【役務・簡易公募型指名競争入札】

110490-1 宇治市中学生カムループス市訪問団派遣に係る旅行手配等業務委託

＜秘書広報課＞

④ 【工事・条件付一般競争入札】

110699-1 ゆめりあうじ外壁ほか改修工事

＜施設建築課＞

II. 会議の結果

1. 経過

令和6年4月1日から6月30日までに入札した工事39件、コンサルタント38件、物品44件、役務148件の中から、審議案件4件を抽出委員が抽出した。審議案件については、案件ごとに事務局より概要、入札・契約方法、業者選定基準及び契約締結までの事務手続き、発注担当課より案件の概要について説明し、各委員からの質疑に対して発注担当課も含めて応答した。

2. 結果＜まとめ＞

今回審議の対象となった各案件には、個々に特殊な状況があるものの、入札結果については特に問題が見受けられるものではない。ただし、適正な競争環境が整うような工夫や、不調にならない適切な予定価格での入札が行われるよう引き続き努めていく必要がある。

3. 主な審議内容＜まとめ＞

審議案件①について

【 問 】 1 者入札となった理由について確認したい。

【 答 】 本案件は木製家具の製造となるため、これまでの類似案件の入札結果からも入札可能な業者が少ないと思われる。さらに、学校の長寿命化改修工事の進捗に合わせて納入、設置が必要であるという特殊な事情も影響しているのではないかと考えられる。

【 問 】 複数者の辞退が発生した理由について確認したい。

【 答 】 今回発注の家具一式については既成品を納入するものではなく、家具の製造請負で発注しているため、一旦参加したが、金額や内容を考慮し、辞退したのではないかと考えている。

【委員意見】 原因を調査したうえで、複数業者が入札できる環境を作るよう努めていただきたい。

審議案件②について

【 問 】 全者辞退となった理由について確認したい。

【 答 】 想定していた車種について、メーカーの不正事案により出荷停止となったことや納期が間に合わないなどの事情があったと把握している。今後、仕様書等を見直した上で、再発注を考えている。

【 問 】 再発注の際は予定価格を変更するのか。

【 答 】 辞退した業者への聞き取り結果では予定価格に問題はないと考えているため変更は行わない。

【委員意見】 全者辞退となった理由について確認できた。

審議案件③について

【 問 】 不調となった理由について確認したい。

【 答 】 当初予算編成時から発注までの間に円安が進行したことや燃料費が高騰したことにより、金額が合わなかったものと考えられる

【 問 】 昨年度の入札参加状況について確認したい。

【 答 】 5 者程度参加があったが、落札業者が為替の状況や航空券の高騰から契約を辞退した。

【 問 】 航空券の確保や為替の状況等予測が困難な中で、競争環境を確保するための改善策はあるか。

【 答 】 当初予算編成の段階で、予算額が適切か可能な限り精査していきたい。

【 問 】 発注前に参考に見積を取っているか。

【 答 】 発注前に見積は取っていない。

【委員意見】 今後、発注前に見積を取った上で予定価格を設定するなど、入札制度を機能させるための工夫を検討されたい。

審議案件④について

【 問 】 落札率が 92% となったこと及び複数業者の入札金額が同価になった理由について確認したい。

【 答 】 宇治市では公表している最低基準価格にランダム係数を乗じて最低制限価格を算定している。最低制限価格については、予定価格の 92% を上限としており、今回の案件については、ランダム係数の数値が一定の数値を超えると最低制限価格が予定価格の 92% の金額となるため、多くの業者がその金額で入札したものと考えられる。

【 問 】 ダンピングを防ぐために最低基準価格が高止まりしている。入札金額に工夫の余地が無くなっているように思うが、見直し等は考えているか。

【 答 】 中央公契連モデルによる算定において、一般管理費等の算入率が 55% から 68% になったこともあり、工種によっては最低制限価格が予定価格の 92% となりやすくなったと考えられる。最低制限価格の範囲については、94% としている自治体もあることから、最低基準価格の公表時期等も含め他の自治体の状況などを参考に入札制度の見直しについて検討していきたい。

【委員意見】 落札率が 92% となったこと、複数業者の入札金額が同価になった理由について確認できた。現行の制度では競争環境が機能していない一面があるので、競争性が確保されるよう入札制度の見直しについて検討されたい。

令和6年度宇治市入札監視委員会 第3回定例会議議事概要

I. 会議の概要

1. 開催日時 令和6年12月24日（火）10時00分～12時00分

2. 開催場所 オンライン

3. 出席者

委員会：中田委員長、若竹委員、田窪委員

事務局：神谷契約課長、山口契約係長、藤川主任

関係課：畑生活支援課長、大井上治水対策課長、正垣危機管理室長、中村まち美化推進課副課長、勝浦危機管理室主幹、高橋選挙管理委員会事務局主幹ほか

4. 報告案件

（1）令和6年度第2四半期の発注状況等

a 業者選定委員会・各部会の開催状況について

b 指名停止の状況について

c 令和6年7月1日～令和6年9月30日の間に入札した案件について

5. 審議事項

（1）審議案件抽出理由

（2）審議案件

① 【物品・簡易公募型指名競争入札】

111085-1 小型ダンプ車

＜まち美化推進課＞

② 【物品・簡易公募型競争見積】

111159-2 宇治市長選挙・宇治市議会議員補欠選挙に係る投票所入場券

＜選挙管理委員会事務局＞

③ 【役務・簡易公募型競争見積】

110881-2 生活保護等診療報酬明細書点検等業務委託

＜生活支援課＞

④ 【工事・指名競争入札】

110517-2 雨水貯留施設（半白貯留管）整備工事

＜治水対策課＞

⑤ 【コンサル・簡易公募型指名競争入札】

111046-2 宇治市防災行政無線設計業務委託

＜危機管理室＞

II. 会議の結果

1. 経過

令和6年7月1日から9月30日までに入札した工事41件、コンサルタント21件、物品40件、役務116件の中から、審議案件5件を抽出委員が抽出した。審議案件については、案件ごとに事務局より概要、入札・契約方法、業者選定基準及び契約締

結までの事務手続き、発注担当課より案件の概要について説明し、各委員からの質疑に対して発注担当課も含めて応答した。

2. 結果＜まとめ＞

今回審議の対象となった各案件には、個々に特殊な状況があるものの、入札結果については特に問題が見受けられるものではなかった。ただし、開札直前での入札中止という落札決定の取消や契約解除など大きな問題になりかねない事案も発生しており、人為的ミスが発生しないような工夫を普段の業務フローの中で検討する必要がある。

3. 主な審議内容＜まとめ＞

審議案件①について

【 問 】 全者辞退により不調となった理由について確認したい。

【 答 】 市内の狭い道については小型ダンプ車と軽ダンプ車でごみの収集を行っている。小型ダンプ車の参考商品は現在生産されていないため、中古車も可としていたが、仕様で求めていた走行距離が1万km未満の中古車の調達が難しく不調となった。

【 問 】 再発注はされていないのか。

【 答 】 中古車の在庫がないため、代わりとなる車両や収集体制を再検討した上で再発注を考えている。

【 問 】 参考商品以外に小型ダンプ車というものが存在しないのか、宇治市の仕様を満たすものがないのか、どちらか。

【 答 】 他車種の小型ダンプ車は存在するが、宇治市の道路事情に適した仕様にダンプ架装することができる車がない。

【 問 】 業者に中古車があることを確認した上で発注しているのか。

【 答 】 市場に若干数該当車があることを確認しているが、落札後に調達できず契約違反になる恐れがあるなど、業者は入札参加にリスクがあると聞いている。

【 問 】 リスクを宇治市は理解した上で、落札後調達できない場合に契約違反とならない契約形態はないのか。

【 答 】 過去に事例はないので、そのような手法が可能かは研究が必要である。

【委員意見】 特殊な車両を予算額の範囲で入手できる可能性があるなら、リスクを業者ではなく宇治市が負う契約形態も検討されたい。

審議案件②について

【 問 】 1回目参加者なしにより再発注となった経緯について確認したい。

【 答 】 物価高騰に伴い前回選挙時の実績額に基づいた予定価格内での入札が困難となり、参加者なしとなった。2回目は予定価格を見直した。

【委員意見】 物価高騰は続いているため、適正な予定価格を検討されたい。

審議案件③について

【 問 】 1回目参加者辞退のため不調により再発注となった経緯及び複数単価契約の

内容について確認したい。

【 答 】 1 回目の参加者は 1 者で予定価格が合わないため不調となった。その後、予定価格を見直して再発注したところ 3 者の参加があった。

【 問 】 再発注までにどの程度の時間を要したのか。

【 答 】 1 回目の発注日から 2 カ月後の発注となった。

【 問 】 落札額が 1 回目の予定価格以下なので、落札業者が 1 回目の入札に参加していれば不調にならなかったのではないかと。なぜ、落札業者は 1 回目の入札に参加しなかったのか。

【 答 】 1 回目の入札時は、宇治市の入札参加資格者名簿に登録がなかったため参加できなかった。

【委員意見】 参加業者が限られているため、予定価格を精査して競争環境が確保できる工夫を検討されたい。

審議案件④について

【 問 】 1 回目積算資料に誤りがあったため入札取りやめとなった経緯、また予定価格等事前公表及び低入札価格調査制度について確認したい。

【 答 】 宇治市では予定価格が 1 億円以上の工事については予定価格等を事後公表としており、事後公表の案件については入札締切後に予定価格を公表し、予定価格に関する質疑期間を設けた上で開札を行っている。また、当案件は発注事務の円滑化と応札者の積算業務の簡略化を目的とした概略発注方式によって発注しており、応札者は示された概略発注工の率を参考に積算を行うことになる。予定価格の質疑期間中に、概略発注工の率について質疑があり、小数点第 2 位を切り捨てるべきものを誤って切り上げて発注したことが発覚したため取りやめとなった。再発注においては、概略発注工の率を変更したのみで予定価格に変更がなく、1 回目において予定価格を公表していることから、予定価格等は事前公表とした。なお、1 回目の予定価格公表の際に直接工事費などの内訳を公表していたため、入札参加業者 4 者の内 3 者が失格基準価格と同額での応札となったものと考えられる。そして、3 者からくじ引きで決定された第 1 位の業者に低入札価格調査を実施し、履行確認ができたため落札となった。

【 問 】 経緯は確認できた。失格基準価格と同額で落札されているため、宇治市に損失はないと考えられるが、事後公表の予定価格がすでに公表された状態が生じた上での入札となったことから、本来予定された、業者がそれぞれの能力で積算し入札に挑むといった趣旨が損なわれて、横並び状態が生じるという競争入札の制度にとって望ましくない結果となったことは否定できない。こうした誤りは起こり得るものであるが、そのことにより競争入札の制度趣旨が没却されるというリスクへの対策についてどのように考えているのか。また、入札の方法が積算の誤りが生じたことで事実上変更されることになったが、そのことにより入札制度の公平性が害されることがなかったか。これらの点について確認したい。

【 答 】 積算の誤りは、設計の段階では切り捨てで処理していたものを、積算資料で

は担当者の思い違いで切り上げて作成してしまったという人為的なミスによる。今後同様の誤りを起こさないよう、チェック体制は整えていく。なお、1回目と2回目の入札にかかる発注資料、積算条件、予定価格等の公表内容などの入札情報に関しては全者同じであり、特定の業者が有利・不利になる状態ではなかったため、再発注においても一定の公平性は保たれていると考える。

【委員意見】 こうした積算ミスによって予定価格を事後公表ではなく、事前に公表することになってしまったことにより、競争入札制度に期待される機能が損なわれたことを重く受け止め、適切な再発防止策を検討されたい。

審議案件⑤について

【 問 】 1回目仕様書に誤りがあったため取りやめとなった経緯について確認したい。

【 答 】 1回目の発注の際に、業者選定基準とは異なる内容を仕様書に記載していたため取りやめとなった。

【 問 】 落札額が予定価格から大きく乖離している理由は。

【 答 】 予定価格は複数業者から提出された参考見積を元に算出した。落札額については公表している最低基準価格に準じて応札されたものと考えられる。

【委員意見】 1回目仕様書の誤りによる取りやめの経緯について確認できた。